

横浜地域調達情報

令和5年10月31日公表 調達番号:横23328号

件名:白灯油の購入【単価】(港北警察署)

見積書提出期限:令和5年11月9日(正午) 見積書提出場所 : 調達課 調達グループ

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	白灯油	—	JIS規格1号	—	2,682	L	令和5年12月1日 ～ 令和6年3月29日	港北警察署 (横浜市港北区大豆戸町680-1) ほか10交番 別紙仕様書のとおり

特記事項

- 1 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については増減の可能性がある。
- 2 見積単価は、1L当たりの消費税抜きの単価とし、小数点以下第4位まで記載することができる。
- 3 見積書の余白部分に契約希望金額(見積単価の100分の110に相当する金額)を記載すること(1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下を切り捨て)。
- 4 代金の請求は、1か月分を取りまとめ、翌月に発注者あて請求書を提出することにより行う(請求額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨て)。
- 5 詳細は別紙仕様書のとおり。

## 仕 様 書

- 1 件名  
白灯油の購入【単価】
- 2 業務内容  
神奈川県港北警察署及び当署管内指定交番への白灯油の配送供給
- 3 契約期間  
令和5年12月1日から令和6年3月29日まで
- 4 購入予定数量  
白灯油 J I S規格1号ミニローリー納め 2,682L  
※ 購入予定数量は、過去の実績等から積算したもので、実際の購入数量については増減の可能性がある。
- 5 納入条件及び方法
  - (1) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条の規定による石油販売業の届出をしていること。
  - (2) 給油する白灯油はJ I S規格のものであること。
  - (3) ミニローリーにより、各所備え付けの保管容器（18Lポリ缶）に供給配送すること。
  - (4) 原則として、週に一度、別途定める曜日において配送すること（発注はF A Xにて前日までにを行う）。
  - (5) 納入にあたっては、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針2(4)に規定する「低公害車」をいう）の使用およびエコドライブ（同指針2(5)に規定する「エコドライブ」をいう。）を実施すること。
  - (6) 下記の神奈川県港北警察署及び当署管内指定交番へ配送すること。

名 称	所 在 地
港北警察署	横浜市港北区大豆戸町680-1
大倉山交番	横浜市港北区大倉山1-30-7
樽町交番	横浜市港北区樽町1-26-18
吉田口交番	横浜市港北区綱島西4-9-6
高田交番	横浜市港北区高田東2-14-34
日吉本町交番	横浜市港北区日吉本町4-11-12
下田交番	横浜市港北区日吉本町6-24-10
仲手原交番	横浜市港北区仲手原2-1-6
菊名池交番	横浜市港北区富士塚1-1-9
小机交番	横浜市港北区小机町2534
日吉東交番	横浜市港北区日吉5-11-6

- (7) 配送の際は、各納入箇所において納品書を発行し、必ず配送箇所勤務員の署名又は押印を受けた後、納品書を配送箇所勤務員に交付すること。  
納品書へは・ 納品者の表記（所在地、法人名等）
    - ・ 納品先の表示（港北警察署長）
    - ・ 納品年月日
    - ・ 納品場所（交番名等）
    - ・ 納品した物品の名称・数量・単価・金額の明記が必要要件となる。
  - (8) 配送時に勤務員が不在の場合は、勤務員の確認が受けられないので配送を要しない。
- 6 特記事項  
著しい物価の変動又は元売価格の改訂があった場合には、別途協議の上、契約単価を変更できるものとする。